

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	財務会計総合システムの改造委託(予算編成システムとの連携対応)
概要	当該業務は、本市の委託により、平成28年度から令和元年度にわたり株式会社NTTデータ東海が開発した財務会計総合システムの改造を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータ東海が本市の発注仕様内容を踏まえて、平成28年度から令和元年度にかけて開発したものです。本システムは庁内で幅広く利用されているため影響が大きく、安定した稼働が必要不可欠とされ、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求されますが、このような対応ができるのは運用保守を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している株式会社NTTデータ東海に限定されることから、今年度の運用保守業務は同者が契約の相手方となっています。 今回改造を行う事項についてはシステム全体を把握し、プログラムの整合性を常に適切に保ちながら行うことが必要です。 また、システムを一時停止することなく、プログラムの改修作業を行うことが必要不可欠であり、その作業はシステム運用を行っている者以外では困難です。 以上より、本契約については、運用保守業務の契約の相手方である同者と随意契約を行うものです。 [根拠条文] 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	7,484,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3016

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年10月9日
件名	第五次LGWAN接続サービスの提供
概要	地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用の閉域ネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN: Local Government Wide AreaNetwork)への接続回線・通信機器のサービス提供を受けるもの。
契約の相手方を選定した理由	LGWANの運営は、地方公共団体情報システム機構法等により地方公共団体情報システム機構が行い、同機構が実施した一般競争入札(総合評価落札方式)により第五次LGWANの構築及び運用業務の落札者となったソフトバンク株式会社が、自治体における接続サービスの契約先となる唯一の事業者であるため。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
契約の相手方	ソフトバンク株式会社
契約金額(円)	36,392,400円(総額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2271

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	職員認証システム等セキュリティ対策強化対応業務委託
概要	当該業務は、令和 8年 5月に予定されている本市の庁内ネットワークの次期分離モデル移行にあたり、職員認証システム等に対して必要となるセキュリティ対策強化を委託により実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	職員認証システム等は、当該業者が著作権を保有するパッケージソフトウェアを利用して同社が構築・運用保守を行っています。本業務においては、著作権に基づくパッケージソフトウェアの非公開情報を前提とした作業が必要となり、その情報は当該業者のみが保有しています。以上の理由から、本業務を遂行できるのが当該業者に限定されるため、当該業者と随意契約をするものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	6,622,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年10月22日
件名	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)における観客輸送用アクセシブルシャトルの車両調達・運用等業務委託
概要	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下「愛知・名古屋2026」という)の開催時において、車いす使用者等のアクセシビリティに配慮が必要な観客を対象に、タクシー車両等を用いて輸送拠点と競技会場間を結ぶ輸送サービスであるアクセシブルシャトルの運行を円滑かつ確実に実施することを目的とするもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	近畿日本ツーリスト株式会社 名古屋法人MICE支店
契約金額(円)	19,668,240

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号 052-972-4616

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年10月23日
件名	「MOVE ON 2026」ロゴマークPR資材製作業務
概要	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)を契機とした地元企業等が行う大会の機運醸成や地域の活性化につながる取組を応援するため制作された「MOVE ON 2026」ロゴマークのさらなる周知や地域の活性化につながる取組の促進を図るため、「MOVE ON 2026」ロゴマークを活用したPR資材を製作するもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約の締結は、愛知県と本契約に関する協定書を締結の上で、事業者の選定を愛知県が行い、受託者を含めた三者での契約を行ったもの。 愛知県が一般競争入札の実施により選定した事業者と、上記協定書に基づき本市は随意契約を行った。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社電通名鉄コミュニケーションズ
契約金額(円)	680,533

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号 052-972-4079

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	アジア・アジアパラ競技大会推進課
契約締結日	令和7年10月2日
件名	愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会時における名古屋市催事企画業務委託
概要	愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の開催にあたり、名古屋の歴史、文化芸術など様々な地域の魅力を紹介・発信し、大会関係者や地元市民が交流する機会の創出や、本市の魅力発信等に資する催しを企画するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、各催事会場の特性、観客層、テーマ性、参加国の文化や言語、宗教的な慣習等への配慮が不可欠であり、それらを考慮した企画立案が可能な事業者を選定する必要があるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、業者から提案を受け、その中で業務を実施するにあたって最も適した能力を有する事業者を選定する公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施し、事業者を選定した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と随意契約を行った。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ジェイアール東日本企画 中部支社 241点 2位 株式会社新東通信 183点 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ジェイアール東日本企画 中部支社
契約金額(円)	19,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課です。
電話番号 052-972-4629

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	名古屋市第5回10年定時償還公募公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	1,320,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和7年10月3日
件名	名古屋市第37回5年公募公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	3,300,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年10月24日
件名	東山スカイタワーエレベーター部品取替業務委託(東山)
概要	本委託は、東山スカイタワーに設置されている展望塔エレベーターの機能維持を部品交換により予防保全するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社(令和4年4月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものであり、その技術を有する製造者でなければ保守点検業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	7,436,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約担当)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和7年10月31日
件名	土木積算システム再構築に係る工事契約管理システム改修業務委託
概要	本委託は、緑政土木局が令和7年10月に土木積算システムを再構築することに伴う緑土総合システムとの連携のうち、労務費特例措置における単価変更契約について新たにデータ連携を実施するための改修を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	工事契約管理システムは、平成19年度に日本電気株式会社が開発したシステムであり、同社が安定稼動に必要な不可欠なプログラムに関する知識を有し、システムの構造を理解し操作できることから、運用保守管理も同社に委託しております。 改修にあたっては、障害が発生した場合の復旧等にも迅速に対応することが要求され、迅速に対応できない場合は契約業務に著しい支障が生じる恐れがあります。 また、障害が発生した場合において運用保守管理との責任の所在を明確化することが困難であります。そのため、本システムの安定稼働を図るためには、現行システムの運用保守と一体業務により行うことが必要不可欠となります。 したがって、本業務委託の契約相手はシステムを開発し、運用保守を行っている業者に限定されます。 以上の理由により、日本電気株式会社 東海支社と随意契約を行なうものです。 (根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	8,448,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3072

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	市民税課
契約締結日	令和7年10月17日
件名	年末調整関係書類の共同発送における郵便発送代行業務の委託
概要	国・県・市は、年末調整関係書類の発送事務の軽減と発送経費の節減を図るため、「年末調整関係書類の共同発送に関する協定書」(以下、「協定書」という。)に基づき、共同発送を行う。本件は、共同発送事務について委託を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件については、協定書により国が代表して県・市の費用負担分も含めて入札を行って決定した発送業者と契約するものとして定められている。よって、この協定に基づき、国が行った一般競争入札により決定した業者と随意契約を行うこととしたもの。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ディーエムエス
契約金額(円)	3,717,167

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局市民税課です。
電話番号 052-972-2352

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	地域商業課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	地域経済活性化促進事業業務委託(追加発行分)
概要	物価高騰の影響が続く中、地域経済の活性化を図るため、紙及び電子のプレミアム付商品券を追加発行するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和7年5月14日契約の地域経済活性化促進事業業務委託において、プレミアム付商品券の発行業務を実施しており、申込状況を鑑み追加発行を決定したものである。追加発行においても同規格の紙商品券及び共通のシステムでの電子商品券の発行等をする必要があり、追加発行を行うことができるのは現契約の名古屋市地域経済活性化促進事業コンソーシアム(株式会社新東通信、TOPPAN株式会社 中部事業部、株式会社三菱UFJ銀行東海公務部、株式会社三菱総合研究所)のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	名古屋市地域経済活性化促進事業コンソーシアム
契約金額(円)	452,972,107

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局地域商業課です。
電話番号 052-972-3407

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和 7 年10月 1 日
件名	ナディアパーク共用部及び専有部管理業務委託
概要	令和7年10月1日付で名古屋市が取得したナディアパーク デザインセンタービルについて、ナディアパークの共用部及び専有部の管理業務(警備業務除く)を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ナディアパーク共用部分については、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則り、区分所有者間で協議のうえ当該ビル管理者に選任された公益財団法人名古屋産業振興公社に施設の管理を委託することとなっていることから、名古屋市が区分所有者として建物を取得した後も、引き続き管理者に委託する必要がある。 専有部の管理業務についても、共用部と専有部を一体的に管理することで、入居者との調整等の管理業務を効率的かつ円滑に実施することができる。また、管理費用についても一括で管理することで削減することができる。 以上のことから、本契約の相手方が公益財団法人名古屋産業振興公社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	ナディアパーク管理者 公益財団法人名古屋産業振興公社
契約金額(円)	149, 000, 000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和 7 年10月 1 日
件名	ナディアパーク共用部及び専有部警備業務委託
概要	令和7年10月1日付で名古屋市が取得したナディアパーク デザインセンタービルについて、共用部及び専有部の警備業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	ナディアパーク共用部分については、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき定めた「ナディアパーク管理規約」に則り、区分所有者間で協議のうえ当該ビル管理者に選任された公益財団法人名古屋産業振興公社に施設の管理を委託することとなっているが、同公社は警備業法第4条の認定を受けておらず警備業務については受託することができない。そのため、区分所有者間で協議のうえ管理業務のうち警備業務については日本管財株式会社に委託をしており、名古屋市が区分所有者として建物を取得した後も、引き続き同社に委託する必要がある。 専有部の警備業務についても、共用部と専有部を一体的に行うことで、有事の際に迅速に対応ができるなど、警備業務を効率的かつ円滑に実施することができる。また、管理費用についても一括で管理することで削減することができる。 以上のことから、本契約の相手方が日本管財株式会社に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	日本管財株式会社
契約金額(円)	17, 110, 800円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	産業企画課
契約締結日	令和 7 年10月 1 日
件名	ナディアパーク デザインセンタービル商業施設部分に係る建物の貸付
概要	令和7年10月1日付で本市が取得したナディアパーク デザインセンタービルについて、株式会社国際デザインセンターとの契約期間が残る商業施設入居者と賃貸借契約を継続するもの。
契約の相手方を選定した理由	株式会社国際デザインセンターが、令和7年3月31日をもって解散し、解散後の会社清算に伴う資産分配として、令和7年10月1日付で本市が同社保有の建物(ナディアパークの一部を区分所有)を現物分配で取得した。 取得した資産のうち、地下1階から地上2階の商業施設については、国際デザインセンターと入居者との賃貸借契約が残った状態で分配され、民法605条の2の規定により本市が建物を取得した後も、当該入居者との契約を継続する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	別紙のとおり
契約金額(円)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に基づき非公開 (公開することにより当該法人に不利益を与える恐れがあるため)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局産業企画課です。
電話番号 052-972-2412

ナディアパーク デザインセンタービル商業施設部分に係る建物の貸付(別紙)

契約の相手方
A.P.C.Japan株式会社
海川商事株式会社
オーマイグラス株式会社
株式会社エヌ・エー・ジム
株式会社オーディナリー
株式会社CO&CO
株式会社THE
株式会社土屋鞆製作所
株式会社LEBEN
セルフカフェ株式会社
ディーゼルジャパン株式会社
MEDFORD株式会社

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	工業研究所総務課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	分析機能付超高分解能走査電子顕微鏡(日本電子(株)製 JSM-7900F)の修理
概要	本装置は、異物の解析や不具合品の原因調査を目的に、対象物の表面や断面等の金属の結晶構造や結晶方位を可視化するための装置である。現在、EBSD装置(電子後方散乱分析装置)について、検出器駆動部分の劣化により使用不能な状態となっており、依頼試験や研究等の実施に支障をきたしていることから、早急に修理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	日本電子株式会社は本装置の製造元であり、本装置の修理については日本電子株式会社でしか行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
契約の相手方	日本電子株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	2,885,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局工業研究所総務課です。
電話番号 052-654-9843

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場南部市場管理課
契約締結日	令和7年10月15日
件名	南部と畜場排水処理施設No.2砂ろ過塔集水管交換その他工事
概要	南部市場排水処理施設の装置である砂ろ過塔の2号機において、令和7年9月25日にろ材交換工事を行ったところ、砂ろ過塔内部配管の破損及び破損箇所から後工程の水槽へろ材流出が判明した。現状では砂ろ過塔2号機の稼働ができないため修繕を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	砂ろ過塔は、と畜で使用した水を処理するための過程の主要な装置であり、2台有るうちの1台が破損している状況である。 南部市場では地域住民との協定で通常よりも厳しい規制基準としており、今後12月にかけてと畜頭数が増えるとともに排水量が増加すると、砂ろ過塔が1台の場合、排水処理の基準を超えるためと畜を停止することとなる。 と畜が停止となった場合は、食肉の安定供給ができなくなり、市民への重大な影響を及ぼすこととなる。12月初旬までに修繕を完了させるためには猶予がないため、現在ろ材の交換工事を行っている下記の業者に対し地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をした。
契約の相手方	近畿環境サービス株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	8,613,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局南部市場管理課です。
電話番号 052-614-4129

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和7年10月23日
件名	令和7年度「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」企画設計・展示業務
概要	令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送にあわせ、名古屋市が中村公園に設置する豊臣ミュージアム内における「豊臣兄弟！ 名古屋中村 大河ドラマ館」について、令和7年度の展示業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機とした観光推進のため、中村公園に設置した豊臣ミュージアム内に「大河ドラマ館」を設置するものである。 「大河ドラマ館」は番組素材を二次使用した展示事業であり、権利元であるNHKが、株式会社NHKエンタープライズの事業としてのみ認めているため、事業の実施にあたっては株式会社NHKエンタープライズと契約する必要がある。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件業務について、株式会社NHKエンタープライズと随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社NHKエンタープライズ
契約金額(円)	102,894,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	国際交流課
契約締結日	令和7年8月27日
件名	多文化共生推進調査業務委託
概要	令和8年度に予定している多文化共生推進プランの策定に向けて、外国人市民の抱える課題・ニーズ等の把握、現プランの評価・問題点の抽出、新プランに反映させるべき事項の調査、及び調査結果の検証・分析を行う業務
契約の相手方を選定した理由	事業を実施するにあたっては、調査対象の選定や調査結果の分析の際、民間事業者のネットワークと専門知識が必要であり、最適な事業実施能力を持つ事業者を選定し、契約する必要があるため、公募型プロポーザル方式を実施した。 評価委員による評価において、評価基準に基づき2者からの提案を評価した結果、下記契約候補者が最低基準点を満たし、契約相手として相応しいと判断したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)により随意契約をするもの。 各提案者の順位と点数 1位株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所 257点 2位株式会社創建 220点
契約の相手方	株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所
契約金額(円)	17,754,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、国際交流課です。
電話番号 052-972-4610

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所保存整備課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設(仮称)新築修正設計委託
概要	名古屋城では、金シャチ横丁第二期整備として、芝居小屋風の多目的休憩所の整備検討を進めている。本委託では、本年度に行った「金シャチ横丁第二期整備 多目的休憩所の設備・機能に関する調査業務委託」の調査結果に基づき、実施設計の修正業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、「金シャチ横丁第二期整備 多目的休憩所の設備・機能に関する調査業務委託」(以下「調査業務委託」という。)における調査結果を基に、建築確認申請等の手続きを含めた実施設計の修正設計を行うものである。 本業務では、令和5年度に行った「金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設(仮称)設計委託」(以下「実施設計委託」という。)で作成された基本設計・実施設計の内容を詳細に把握・理解したうえで原設計と整合を図っていくことが求められるとともに、調査業務委託の成果である配置レイアウト等の見直し結果、必要となる設備機能、設備に必要な課題と対応策等の検討結果を理解したうえで、建築基準法を始めとした関係法令に適合した実施設計修正を行うとともに、建築確認申請上の手続きである構造計算適合性判定も適切に対応する必要がある。 下記業者は、調査業務委託を受託しており、見直し等の検討結果を詳細に理解しているとともに、実施設計委託も受託しているため、設計内容を詳細に把握・理解しており、原設計における関係法令への適合の経過と結果を熟知していることから修正設計の法令適合を速やかに実施できるとともに、構造計算を自社で実施しており、その計算内容も熟知しているため、随意契約を締結することにより、期間の短縮、経費の削減、業務の円滑な実施が期待されることから、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約をするもの。
契約の相手方	株式会社安井建築設計事務所 名古屋事務所
契約金額(円)	2,970,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課です。

電話番号 052-231-2488

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	スプリングマットレス処理委託
概要	自己搬入等で搬入されたスプリングマットレスについて、保管場所(大江破碎、愛岐処分場及び北名古屋工場)から搬出及び資源化処理を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 そのため、本業務の遂行にあたっては、受託業務を遂行するに足りる施設、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。 資源化処理を行うことができる業者が本市内及び本市周辺において1者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社アビツと随意契約をする。
契約の相手方	株式会社アビツ
契約金額(円)	3,249,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	スプリングマットレス処理委託
概要	自己搬入等で搬入されたスプリングマットレスについて、保管場所(大江破碎及び北名古屋工場)から搬出及び焼却処理を委託する。
契約の相手方を選定した理由	本契約は、一般廃棄物の処理を委託する契約であり、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行うべき行為の一部を民間業者に委ねるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づく市町村以外の者への委託である。 そのため、本業務の遂行にあたっては、受託業務を遂行するに足りる施設、人員を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する事業者であることが必要である。これらの条件を満足し、また過去の実績から判断して安定的かつ確実に業務を遂行できる業者と随意契約を締結するものである。 焼却処理を行うことができる業者が本市内及び本市周辺において1者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社海部清掃と随意契約をする。
契約の相手方	株式会社海部清掃
契約金額(円)	2,937,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	名古屋市令和7年度健康とくらしの調査実施及び見える化システム作成等業務委託
概要	介護保険制度で取り組まれている介護予防事業の推進とその効果評価を科学的根拠に基づき行うとともに、第10期介護保険事業計画策定に向けた根拠資料を得ることを目的として実施する健康とくらしの調査に係る、対象者選出、調査票の作成、封入、発送、回収、データ処理、分析等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本調査は、過去の同調査で全国75市町村の約35万人の高齢者に対し調査を実施しており、この規模で継続実施されている本調査によって、様々な規模の自治体との比較分析や蓄積されたデータの経年分析等による効果検証ができるため、介護予防事業の推進と効果評価、次期介護保険事業計画への反映や各区の地域分析への活用が可能である。 このような大規模な調査および分析を行っている業者・団体は他にないため、機構に委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 日本老年学的評価研究機構
契約金額(円)	26,916,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	名古屋市高齢者虐待相談センター事業運営にかかる業務委託契約
概要	高齢者虐待に関する専門相談窓口として以下の業務を行うもの。 ・電話相談 ・面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談 ・保健福祉従事者等研修、一般市民啓発事業 ・高齢者虐待防止に関する調査研修、情報収集 等
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和7年10月からの次期契約(5年長期継続契約)に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行ったところ、不調となった。再度の一般入札による事業者選定では10月からの事業開始に間に合わないことから、切れ目なく本事業を運営するため現運営事業者と契約することとするもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	11,401,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	名古屋市成年後見あんしんセンター事業業務委託
概要	名古屋市成年後見あんしんセンター事業として以下の業務を委託するもの ・ 成年後見制度に関する専門相談・申立支援 ・ 成年後見制度に関する広報・啓発 ・ 市民後見人候補者養成研修事業 ・ 市民後見人候補者バンクの設置・運営 ・ 市民後見人の受任調整 ・ 市民後見人の後見活動への支援及び監督 等
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和7年10月からの次期契約(5年長期継続契約)に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行ったところ、不調となった。再度の一般入札による事業者選定では10月からの事業開始に間に合わないことから、切れ目なく本事業を運営するため現運営事業者と契約することとするもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	35,667,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
電話番号 052-972-2549

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	厚生院管理課
契約締結日	令和7年10月3日
件名	厚生院病院棟等内装改修その他空調衛生工事(その2)
概要	昭和57年の竣工から40年以上が経過する厚生院の病院棟等の内装改修や空調衛生設備の取り換え、新設を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 「厚生院病院棟等内装改修その他空調衛生工事」は、令和7年8月28日に一般競争入札を実施したが、応札者がなく入札不調となった。 厚生院は、施設の竣工が昭和57年10月と40年以上が経過しており、現在、施設棟1階から3階のリハビリテーション学科への改修、病院棟等の外壁改修工事を行っている。本工事は、老朽化した空調衛生設備を現在の医療要求水準に適合させ、患者に安全・安心な療養環境を提供することを目的とするものである。空調衛生設備の老朽化により、適切な療養環境の維持に支障をきたす恐れがあり、特に夏季・冬季の温度管理が困難となることで、診療業務や療養環境に調整が必要となるため、速やかな改修が必要である。 さらに、老朽化対応として実施する建築工事、電気工事と密接に関連しており、いずれも令和8年10月30日までの工期が定められているが、本工事の着工が遅れると、全体の工期に重大な影響を及ぼす。建築工事は契約締結が完了し、既に工事が進行しているほか、電気工事も実施予定であるため、工程調整上、再入札を行う時間的余裕がない。 また、昭和57年に建築された病院施設の修繕を含んだ内容となっており、工事が令和9年度以降に遅れることは入院患者や外来患者など市民への安心・安全な医療の提供に影響をきたすものであることから緊急対応を行う必要がある。 そこで、予定価格を改めて設定して見積書を徴取し、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と緊急随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社タカヤナギ設備
契約金額(円)	129,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局厚生院管理課です。
電話番号 052-704-5463

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和7年8月20日
件名	障害のある人もない人も共に生きるまち・なごや広報業務委託
概要	障害及び障害のある人への理解を深めるきっかけを得ることを目的に、広報業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 企画競争（公募型コンペ方式）により、応募のあった1団体が提案内容のプレゼンテーションを行い、障害のある人もない人も共に生きるまち・なごや広報業務委託に係る公募型コンペ評価委員（5名）による意見聴取を実施した結果、最低基準点を満たした団体を契約候補者として選定した。 ※応募者の順位と点数 1位 株式会社中日新聞社（150点） （最低基準点 100点） 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額（円）	11,110,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2538

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害企画課
契約締結日	令和 7年 10月 1日
件名	名古屋市障害者虐待相談センター事業委託
概要	障害者虐待相談センター事業は、障害者への虐待について、相談や通報、届出の受理、虐待防止に関する調査研究や情報収集、関係機関の連絡調整等を行うものである。当該事業は障害者に対する虐待防止及び早期対応を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、令和7年10月からの次期契約(5年長期継続契約)に向けて一般競争入札(総合評価落札方式)による公募を行ったところ、不調となった。再度の一般入札による事業者選定では10月からの事業開始に間に合わないことから、切れ目なく本事業を運営するため現運営事業者と契約することとするもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
契約金額(円)	8,739,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害企画課です。
電話番号 052-972-2585

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保護課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	令和7年度年末年始援護対策における緊急宿泊援護事業のための緊急宿泊所の借上げ
概要	年末臨時相談等において、通年施策への誘導が困難且つ年末年始期間の宿泊場所の確保のみを希望する者のうち、名古屋市が事業の利用を認めた者に対して、緊急宿泊援護事業として宿泊場所や食事等の提供を行う。
契約の相手方を選定した理由	1 事業者選定の理由 (1) 本事業の性質及び想定される利用者の状態から、契約先となる民間宿泊施設については以下の要件を満たす者を選定した。 ・生活保護やホームレス自立支援など福祉施策に理解があり、社会福祉事務所と連携し、自立に向けた支援ができること ・ホームレス等住居を喪失した生活困窮者に対して、公平で適切な接遇やサービスの提供ができること ・利用者の問題行動や近隣からの苦情等に対して適宜、適切に対応するノウハウと能力があること ・近隣住民の理解が得られていること ・利用者数が日々増減し安定しない状況下において、一定数の利用枠を確保できること ・実績払いに応じられること ・三食の食事提供が可能であること (2) 更に、住居のない者の相談が多い中村区内に所在地があり、100室程度の宿泊室を借り上げることができる者を選定した。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社松竹梅
契約金額(円)	9,150,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保護課です。
電話番号 052-972-2555

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和7年9月10日
件名	国保納付書印刷制限にかかるシステム改修
概要	オンラインシステム及び滞納整理システムにおいて、12月15日以降を納期限とする連続消込納付書(まとめ納付書)の印刷ができないようにシステム改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 当システムでは、本市向けにカスタマイズを加えたオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアを使用している。契約予定業者は、 ①当システムのオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 ②システムの動作に必要となるオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの詳細情報は、開発元以外には公開されていない。 以上の点から、当システムの改修は著作権を有する契約予定業者のみしか実施できないため、随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	2,437,050

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2566

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	環境薬務課
契約締結日	令和7年10月16日
件名	名古屋市斎場火葬予約案内システム賃貸借
概要	名古屋市立第二斎場の予約、案内等の業務を支援し、施設の効率的な運用を実現するシステムの運用保守及び賃貸借を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本件は、現在稼働している名古屋市斎場火葬予約案内システムの保守契約及び機器の更新を行うものである。 契約の相手方であるNDS株式会社は、名古屋市斎場火葬予約案内システムを開発した業者であり、当該システムに関する全ての情報を保有し、運用保守及び機器の更新を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している唯一の事業者であることから、当該事業者との随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NDS株式会社
契約金額(円)	87,395,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局環境薬務課です。
電話番号 052-972-2654

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	食品衛生課
契約締結日	令和7年9月29日
件名	食の安全・安心自主管理講習会の委託契約
概要	本契約は、食中毒や食品に関する事件発生防止のため、食品衛生法や本市食の安全・安心条例に規定されている食品関係施設の自主管理を推進するための講習会や相談窓口等の事業を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業は、食中毒や食品に関する事件発生防止のため、食品衛生法や本市食の安全・安心条例に規定されている食品関係施設の自主管理を推進するための講習会の実施等を行うものである。その実施には自主管理の推進に必要な指導を行うための知識を有しており、なおかつ市内の多業種、多業態の食品事業者の業務実態に精通し、適切に対応できることが必要である。 以上より、市内の多業態、多業種の食品事業者が集まる団体である(公社)名古屋市食品衛生協会のみが該当し、契約の相手方が限定されることから随意契約とする。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 名古屋市食品衛生協会
契約金額(円)	4,279,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局食品衛生課です。
電話番号 052-972-2646

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	中央児童相談所 相談課
契約締結日	令和7年8月6日
件名	名古屋市西部児童相談所音声マイニングシステム 構築等業務委託
概要	児童相談所において電話で受け付ける相談や通告、あるいは関係機関とのやり取りについて、会話内容をリアルタイムにテキスト変換して上司を含む他の職員とパソコン画面上で共有するとともに、発話された言葉に反応して、必要となる知識・情報や行動・判断などをサポートするノウハウを画面表示することで、業務の質の向上や業務の効率化による住民サービスの向上を図る。そのためのシステムの構築業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システム構築は、児童相談所業務における電話通告や相談、関係機関とのやりとりなどの会話内容を、上司を含む他の職員とパソコン画面上で共有する為、リアルタイムにテキスト化、共有を行う必要がある。併せて児童相談所で頻出する単語を検出できるようにするチューニングやAIの設定等が含まれ、高度な知識及び専門的な技術を必要とすることから、仕様に定めることが困難であり、本システム構築の目的達成のためには、技術提案に基づき構築内容を定める公募型プロポーザルを実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 西日本電信電話株式会社東海支店：309点 ※各評価委員140点満点の合計420点満点
契約の相手方	西日本電信電話株式会社東海支店
契約金額(円)	30,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局中央児童相談所相談課です。
電話番号 052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	中央児童相談所 相談課
契約締結日	令和7年9月1日
件名	名古屋市児童相談所相談業務支援システム 構築等業務委託
概要	現行システムに代わって新たな児童相談所相談業務支援システムを構築し、開発費や運用費の削減、業務負担の軽減を図るとともに、児童相談所と警察との間で児童虐待事案に係る情報のデータ連携を行うほか、法改正への迅速かつ的確な対応、記録、進行管理、統計業務の効率化を図る。そのためのシステムの構築業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システム構築は、児童相談所業務に係る法改正への迅速かつ的確な対応、記録、進行管理、統計業務の効率化を図るだけでなく、児童相談所と警察との間で必要な情報をデータ連携するためのネットワーク構築が含まれ、高度な知識及び専門的な技術を必要とすることから、仕様に定めることが困難であり、本システム構築の目的達成のため、技術提案に基づき構築内容を定める公募型プロポーザルを実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社ソフテム：979.5点 ※各評価委員550点満点の合計1,650点満点
契約の相手方	株式会社ソフテム
契約金額(円)	93,995,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局中央児童相談所相談課です。
電話番号 052-757-6111

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	幼保企画課
契約締結日	令和7年9月30日
件名	名古屋丸ノ内ビル賃貸借契約
概要	保育業務オンライン申請等事務処理センター業務委託(令和8年4月1日予定)の実施場所にかかる賃貸借契約。
契約の相手方を選定した理由	契約予定物件は契約予定物件で行う業務委託を開札する令和7年10月から契約可能な物件の中で、業務委託を行う本市職員の執務室である本庁舎から最も近くに所在する物件であり、かつ、事務を行ううえでの必要な面積(15名～20名程度の人員が勤務できるスペース、6名程度が打合せ可能なスペース)及び必要なセキュリティ(ワンフロア又は十分なセキュリティが施せる環境であること)の要件を満たしている場所である。 本契約は、不動産の賃貸借契約であり、契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの。
契約の相手方	三菱UFJ信託銀行株式会社
契約金額(円)	2,212,320

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育部幼保企画課です。
電話番号 052-972-2528

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	令和7年10月20日
件名	名古屋市産後ケア事業
概要	退院直後の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型による支援の実施を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本事業は、退院直後の産婦及び乳児に対して、医療機関等において宿泊型、通所型、訪問型による支援を行う事業である。 退院直後の育児困難感を抱える母親に対して助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を必要とする事業の性格上、名古屋市産後ケア事業事業者登録実施要綱に規定する登録基準を満たす事業者から申請を受け、審査の上、登録を決定した事業者において、母子への心身のケアを実施するとともに育児に資する指導等を実施している。これらの登録事業者と契約しなければ必要な支援を実施することができないため、随意契約を行うもの。令和7年7月23日より契約をしていたが、利用者増加により年度途中で契約限度額を360,000円から5,100,000円へ変更を行うもの。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	箕浦 砂也子
契約金額(円)	5,100,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子育て支援課
契約締結日	10月3日
件名	出生報告csv取込機能追加に伴うシステム改修
概要	出生報告のオンライン化に伴い、オンライン申請により得たデータを福祉総合システムへ取り込むバッチ処理や付随するエラーチェック処理等を作成するもの。
契約の相手方を選定した理由	福祉総合情報システムは、株式会社アイネスの持つ技術をもって開発されたものであり、そのプログラム構成及びデータベース構造の技術を保有するものは開発業者に限定されることから、本件の改修を行えるものは株式会社アイネスに限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの
契約の相手方	株式会社アイネス
契約金額(円)	2,260,912

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子育て支援課です。
電話番号 052-972-2629

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年10月8日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去(西区 山田学童クラブ)
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者である株式会社オービスが所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの
契約の相手方	株式会社オービス 名古屋営業所
契約金額(円)	4,400,000★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	放課後事業推進課
契約締結日	令和7年10月23日
件名	留守家庭児童専用室の解体撤去（東区 赤塚学童保育所（A））
概要	留守家庭児童育成会の移転に伴い、使用している専用室を解体・撤去するもの。
契約の相手方を選定した理由	対象物件については、留守家庭児童専用室賃貸借契約に基づき、リース業者である郡リース株式会社が所有権を有し、対象物件の撤去についても当該業者が実施するものであることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うもの。
契約の相手方	郡リース株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	3,025,000★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局放課後事業推進課です。
電話番号 052-972-3092

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和7年10月6日
件名	令和7年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの輸送システムとしての信頼性・安全性に関する技術支援業務委託
概要	本業務は、自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムを現行ガイドウェイバスと同等の定時性・速達性・輸送力を有する基幹的な都市交通として機能させるにはシステムの信頼性と安全性が必要になることから、定時性・速達性・輸送力と信頼性・安全性を両立させている鉄軌道システムの信頼性・安全性の考え方を参照しながら検討を進めるために、本市が検討を進めるガイドウェイバス次期システムの内容について、鉄軌道システムの信頼性・安全性に関する試験・評価の実績を有する者が、本業務の発注者（発注者が指定した者を含む）に対して信頼性・安全性の観点で助言等の技術支援を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本業務は特定の企業や技術と関係が深い者が実施すると、客観性が損なわれ業務内容に悪影響を及ぼす可能性があるため、本業務を実施する者は、特定の企業や特定の技術に対して中立的な立場であることが必要である。 選定の相手方は、日本国内において鉄軌道システムの開発・製造に関わる企業に対して中立的な立場で鉄軌道システムの信頼性・安全性に関する試験・評価を行う唯一の機関であり、中立的な立場で信頼性・安全性に関する技術支援を請け負うことができる唯一の機関であることから、本機関と契約を締結するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所
契約金額(円)	8,060,493

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局									
課	交通事業推進課									
契約締結日	令和7年10月9日									
件名	令和7年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システム車両の検討業務委託									
概要	本業務は次の項目を実施するものである。 ・次期システム車両の基本設計の作成 ・次期システム車両の横方向制御に関する技術検証の計画作成									
契約の相手方を選定した理由	本業務を実施するには、自動車の自動運転技術に関する実績、高度な知識及び専門的な技術が必要であり、また、過去に実施事例が少ない事業であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結するものである。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>先進モビリティ株式会社</td><td>237点</td></tr><tr><td>2位</td><td>アイサンテクノロジー・ティアフォー・A-Drive・オリエンタルコンサルタンツ団体グループ</td><td>184点</td></tr></table> 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	各提案者の順位と点数			1位	先進モビリティ株式会社	237点	2位	アイサンテクノロジー・ティアフォー・A-Drive・オリエンタルコンサルタンツ団体グループ	184点
各提案者の順位と点数										
1位	先進モビリティ株式会社	237点								
2位	アイサンテクノロジー・ティアフォー・A-Drive・オリエンタルコンサルタンツ団体グループ	184点								
契約の相手方	先進モビリティ株式会社									
契約金額(円)	38,852,000									

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和7年10月9日
件名	令和7年度自動運転バスを活用した基幹公共交通の構築に係るアドバイザー業務委託
概要	本業務は、ガイドウェイバス次期システムを基幹交通として機能させるために、高頻度・多客輸送と、高い信頼性・安全性が両立している鉄道システムのアプローチで次の事項を検討するものである。 ・次期システムの基本仕様の内容の把握と肉付け ・次期システム車両の基本設計に係る課題事項の洗い出し
契約の相手方を選定した理由	本業務を実施するには、鉄道システムの開発・製造に関する実績と高度な知識及び専門的な技術を必要とし、本市においてあらかじめ具体的かつ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結するものである。 各提案者の順位と点数 1 位 株式会社神戸製鋼所 250 点 2 位 日本工営株式会社 219 点 根拠条文 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約の相手方	株式会社神戸製鋼所
契約金額(円)	8,800,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和7年10月14日
件名	名古屋市営金城ふ頭駐車場の次期指定管理者募集要項等作成業務委託
概要	本業務は、名古屋市営金城ふ頭駐車場の現行の指定管理期間が令和9年度をもって満了することから、次期指定管理者を募集するための募集要項案等を作成するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和7年9月2日に一般競争入札の公告を実施し、令和7年9月17日に開札を行ったが、入札参加者がなく入札不調となったため、同入札に付した競争入札参加資格を有する下記業者を選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 名古屋
契約金額(円)	7,601,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-3974

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局																		
課	名駅ターミナル整備課																		
契約締結日	令和7年10月3日																		
件名	名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託																		
概要	本業務は、桜通の道路空間の活用について検討するため、駅からまちへと歩く人々が心地良く滞留できる空間を形成することにより、にぎわい創出や駅前広場及び桜通の再整備の機運を醸成するための社会実験を実施し、効果検証を行うもの。																		
契約の相手方を選定した理由	本業務は、桜通の道路空間の活用について検討するため、駅からまちへと歩く人々が心地良く滞留できる空間を形成することにより、にぎわい創出や駅前広場及び桜通の再整備の機運を醸成するための社会実験を実施し、効果検証を行うものである。駅前広場に接する桜通についても、将来の名古屋駅駅前広場整備を見据え、桜通の道路空間を駅前広場に即した空間にすることを目指し、道路空間のあり方を検討することとしている。 本業務の目的を実現するためには、新規性及び創造性を求めることが必要であり、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難であることから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結するものである。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社 読売広告社</td><td>431点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社 ザ・ソーシャル</td><td>400点</td></tr><tr><td>3位</td><td>日本工営都市空間株式会社団体グループ</td><td>394点</td></tr><tr><td>4位</td><td>株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ</td><td>371点</td></tr><tr><td>5位</td><td>株式会社 新東通信</td><td>363点</td></tr></table> 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	各提案者の順位と点数			1位	株式会社 読売広告社	431点	2位	株式会社 ザ・ソーシャル	400点	3位	日本工営都市空間株式会社団体グループ	394点	4位	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ	371点	5位	株式会社 新東通信	363点
各提案者の順位と点数																			
1位	株式会社 読売広告社	431点																	
2位	株式会社 ザ・ソーシャル	400点																	
3位	日本工営都市空間株式会社団体グループ	394点																	
4位	株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ	371点																	
5位	株式会社 新東通信	363点																	
契約の相手方	株式会社 読売広告社																		
契約金額(円)	14,991,900																		

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名駅ターミナル整備課です。
電話番号 052-972-3987

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年10月01日
件名	名古屋市土木積算システム保守業務委託
概要	本委託は、土木積算システムを正常に稼働するために保守業務等を依頼するものです。 本委託 ソフトウェア利用料 1式 運用保守業務 1式
契約の相手方を選定した理由	本件は、土木積算システムを正常に稼働するために保守業務等を依頼するものである。 土木積算システム等に係る著作権の一部を下記業者が保有しており、当該業者が持つ技術・手法を持って開発されたものであるため、そのプログラム構成及びデータの暗号化に係る手法を知る者は、開発者である下記業者に限定される。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者との随意契約を締結するものである。
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)
契約金額(円)	¥51,324,900

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和7年10月01日
件名	ユーカリ供給業務委託(引佐-2)単価契約
概要	本委託は、当該業務場所に有するユーカリ圃場からユーカリ枝を必要な都度、必要量の供給を受けるものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市が別途ユーカリの栽培管理を委託している圃場において、ユーカリ枝をコアラ給餌枝として供給するものである。 ユーカリ枝の供給業務は、圃場毎のユーカリの特性を熟知し、また、ユーカリの生育状況を常に把握しながら、 ①適切な時期に供給することが必要 ②約1万本あるユーカリ樹の中から、適切に選択して供給することが必要 など、栽培管理業務と密接に連動している。 したがって、ユーカリ枝を安定して良好に供給するという観点から、当該圃場の栽培管理の受託者以外の者に供給業務を委託することは著しく不利である。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、当該圃場の栽培管理を受託している下記組合と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	引佐町森林組合
契約金額(円)	¥2,327,325

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路建設課
契約締結日	令和7年10月01日
件名	土地調査・測量及び図面作成業務委託(単価契約)その2
概要	本委託は、土地の調査・測量及び図面作成業務について、設計内訳書のとおり業務委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務内容は、本市の登記事務を円滑に行うための、嘱託登記に必要な土地の調査・測量及び図面等作成業務である。土地家屋調査士法第68条の規定により、調査士会に入会している調査士または調査士法人でない者(公共嘱託登記土地家屋調査士協会を除く)は、この業務を行う事ができないことになっている。 本業務は短期間に大量の業務を遂行する必要があり、業務の遂行能力からみて相当規模の団体に委託を行う必要がある。 下記法人は、同法第63条に規定された公益社団法人であり、委託業務を受託処理できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により下記法人と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額(円)	¥3,892,317

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路管理課
契約締結日	令和7年10月08日
件名	令和7年度道路占用許可事務電算システム改修業務委託（DX化及び業務標準化に向けての調査・検討）
概要	本業務は、道路占用許可事務電算システム（以下「一般占用システム」という。）について、「名古屋市緑政土木局DX推進計画」の実現に向けた道路占用許可等のオンライン化（DX化）のシステム改修の検討及び「緑政土木局BPR実施方針」に基づく業務やシステムにおける組織横断的な標準化のための現状調査・機能追加検討を行うものである。 このシステム標準化については、技術指導課が別途委託する「緑政土木局業務標準化（BPR）等支援業務委託」において、「RFI（製品やサービスに関する情報収集等）」を実施し、本市のシステム化要求事項を満たすシステムの有無やその概算費用について市場調査し、比較検討する予定である。 本業務委託では、現在（一財）道路管理センター（以下、「センター」という。）内のサーバに設置され、当局で運用している一般占用システムについて、BPRで標準化した道路・公園・河川の業務フローを満たす仕様に一般占用システムを改修する方法を検討し、各機能の改修可否やその概算費用を整理する。
契約の相手方を選定した理由	本件は、道路管理課が所管する道路占用許可事務電算システム（以下、「本システム」という。）の現状調査・機能追加検討・改修費用算出を行い、他のシステムとの連携や新システム導入との比較検討を行うための調査資料や、要件定義書作成等の業務を委託するものである。 下記業者は本システムを開発し、これまでの改修や保守を行っており、本システムにかかる情報（プログラム構成やデータ管理方法・機能仕様等）は下記業者のみが保有しているため、本件委託を実施できるのは下記業者以外にない。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社NTTデータ
契約金額（円）	¥28,303,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	技術指導課
契約締結日	令和7年10月09日
件名	緑政土木局テクニカルセンター研修DBシステム(仮称)構築及び試行導入業務委託
概要	【開発】 1. 要件定義 一式 2. 研修管理 一式 3. 局員管理 一式 4. データ移行 一式 5. 試行導入 一式 6. 年度更新作業 一式 7. 研修状況取得カスタマイズ 一式 【ライセンス】 1. kintoneライセンス取得(6ライセンス) 2か月
契約の相手方を選定した理由	本業務は、緑政土木局テクニカルセンターの研修実施計画、各研修の資料、職員の出欠情報などの研修情報を一元的に管理する緑政土木局テクニカルセンター研修DBシステム(仮称)(以下「DBシステム」という。)を、既存の緑政土木局住民意見処理システムを運用しているkintoneの同一環境上(以下「当該環境」という)に新たなアプリケーションとして追加構築するものである。 当該環境下にある既存の住民意見処理システムについては下記業者が構築を行ったものであるため、当該環境にかかるシステム情報は下記業者のみが保有している。 したがって、本業務を履行することができるのは、当該環境のプログラム構成及びデータ管理にかかる手法・機能等を知る下記業者に限定される。 以上の理由から、本業務を実施できるのは下記業者に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社セントラルソフトサービス
契約金額(円)	¥2,827,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和7年10月24日
件名	遠方監視装置の通信のデジタル化に伴う遠方監視システム改修業務委託
概要	本委託は、緑政土木局で運用している「雨水排水情報システム」の戸田川排水機場のデータ通信経路のデジタル化に伴い、既設中央監視装置盤から雨水排水情報システムへデータの送信を行うため、送信元である荒子川ポンプ所既設中央監視装置盤等について必要な改修を行うものである。 履行場所 ・荒子川ポンプ所 改修対象 ・既設中央監視装置盤 ・既設伝送装置盤
契約の相手方を選定した理由	本件は、緑政土木局で運用している「雨水排水情報システム」について、戸田川排水機場遠方監視システムと雨水排水情報システムの双方を接続するデータ通信経路の構築及びデータを雨水排水情報システム側へ出力するため既存設備等の改修を行うものである。 戸田川排水機場遠方監視システムのプログラムソフトウェアは、事業者が独自に開発したパッケージソフトウェアに当局向けの改修を施したものであり、パッケージソフトウェアは公開されていないため、この改修及び動作検証は他社では実施できない。 下記業者は、本プログラムソフトウェアを開発した者であり、プログラムソフトウェアの改修及び動作検証ができる唯一の者である。 よって、下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社日立製作所 中部支社
契約金額(円)	¥16,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年07月24日
件名	複合庁舎中土木事務所ビル緊急変圧器絶縁ガス補充業務委託
概要	本委託は、複合庁舎中土木事務所ビルの受電設備において、変圧器の絶縁ガスの補充を委託するものです。 変圧器絶縁ガス補充 一式
契約の相手方を選定した理由	令和7年7月22日に複合庁舎中土木事務所ビル地下の受変電設備において、変圧器の絶縁ガス圧が低下している旨の報告があった。絶縁ガス圧がある程度以下になると警報が発報され、そのまま使用継続すると絶縁劣化による焼損の恐れがある。万一、受変電設備が停止すると、本市のネットワークが停止し市民生活に重大な影響が発生する。 そこで、緊急に絶縁ガスを注入し、正常なガス圧に調整し機器を正常な状態に保つものである。 下記業者は、複合庁舎中土木事務所ビルの庁舎管理業務を行っており、適切な対応が可能であるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社東光高岳 中部支社
契約金額(円)	¥2,288,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和7年10月30日
件名	特定交通安全施設等整備事業の指定道路に関する調査業務委託
概要	本委託は、特定交通安全施設等整備事業の指定道路に関し指定道路調査、指定道路箇所図等を作成するものである。 計画準備 一式 指定道路調査 一式 成果品作成 一式 打合せ協議 一式
契約の相手方を選定した理由	本委託は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条の規定に基づき、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路について、国土交通省が道路管理者に対して意見聴取を行い、当該道路の整備事業に係る調査業務を実施することに伴い、本市への意見聴取に係る資料作成業務を委託するものである。 今回実施する業務は、国から「特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路」が示されてからでなければ着手できないものであるが、令和7年10月9日に示されたものである。 さらに、県への報告期限が令和7年11月28日に設定されていることから、非常に限られた期間内で業務を遂行する必要がある。 本業務を期限内に履行するためには、国土交通省が提供するデータの分析能力および指定された図面データの作成に対応できる技術力を有していることに加え、本市全域にわたる道路を対象とした必要な道路情報の精査を並行して実施できる体制が求められる。 また、本市の道路情報に精通し、同種業務のノウハウを有している必要があることから、本市における同種業務の履行実績が必要不可欠である。 上記条件を満たす全ての業者を調査した結果、本業務を履行できる業者は下記業者1者のみであった。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社カナエジオマチックス
契約金額(円)	¥3,432,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和7年9月24日
件名	名古屋商業高等学校擁壁改修工事
概要	名古屋市立名古屋商業高等学校 (名古屋市千種区自由ヶ丘二丁目11番48号) 内容 名古屋商業高等学校の擁壁改修工事を行うもの
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 本件は名古屋商業高等学校擁壁改修工事において、令和7年8月1日に開札をしたが、応札者がなく不調となった。再入札を実施した場合、令和7年度内の工事完了に間に合わないため、教育委員会において契約を行なうもの。 加えて、当該擁壁には多数のクラック、膨らみにより隣地のマンションのフェンスを押してフェンスが傾いており、近隣住民に危険があることから、早急に工事を行う必要がある。 以上のことから、見積徴取を行い、見積書の提出のあった事業者と、緊急随意契約を締結するもの。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社創立建設
契約金額(円)	76,150,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育支援部学事課
契約締結日	令和7年9月19日
件名	名古屋市就学事務システムクライアント設定作業業務委託
概要	当該業務は令和7年9月19日から令和7年12月26日にかけて実施する。区役所および支所の市民課および市民生活課に設置された業務端末の更新(入替)に伴い、名古屋市就学事務システムの新端末へのインストール作業と動作確認を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 排他的権利 本システムは株式会社BSNアイネットから提供されたパッケージソフトがベースになっており、パッケージ部分についてのプログラム構成の詳細な情報の著作権は開発元が保有している。 2 特殊な技術に係る特定役務 本システムは株式会社BSNアイネットが持つ技術・手法をもって構築されたものであり、そのプログラム構成を把握している者は構築者である株式会社BSNアイネットに限定される。 3 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社BSNアイネット
契約金額(円)	9,889,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育支援部学事課です。
電話番号 052-972-3217

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和7年9月19日
件名	南陽小仮設校舎賃貸借(その2)
概要	2階建て仮設校舎の賃貸借契約(教室不足対応のため) 普通教室(6室)、生徒便所、昇降口等
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 <随意契約とする理由> 南陽小学校では、児童数の急激な増加により、大規模な教室不足が見込まれている。 対応策として、令和8年度から供用開始する「南陽小仮設校舎賃貸借」の入札を実施し契約を締結した。しかしながら、大規模であり長期間使用する仮設校舎であることから、供用開始が令和8年度に間に合わないことが判明したため、急遽、本件の仮設校舎を設置をするもの。 以上のことから、複数の業者から見積徴取を行い、見積書の提出のあった事業者(複数見積書の提出のあった場合は、最も低廉な見積書の提出のあった事業者)と、緊急随意契約を締結するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	オリエントハウス株式会社名古屋支店
契約金額(円)	126,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です。
 電話番号 052-972-3224

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局		
課	科学館総務課		
契約締結日	令和7年10月14日		
件名	名古屋市科学館ミュージアムショップ出店及び写真自動撮影装置設置に係る定期建物賃貸借契約		
概要	名古屋市科学館に併設するショップ等について、運営事業者を公募型プロポーザル方式による企画競争により選定し、定期建物賃貸借契約をするもの。		
契約の相手方を選定した理由	当該定期建物賃貸借契約の相手方の選定にあたっては、企画内容等、賃料以外の要素を評価して選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式による企画競争を実施した。 その結果は下記のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社 ノムラメディアス 78点 2位 株式会社 AQUA 74点		
契約の相手方	株式会社ノムラメディアス		
契約金額(円)	最低月額賃料348,800円		

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局科学館総務課です。
電話番号 052-201-4486

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局														
課	科学館総務課														
契約締結日	令和7年10月14日														
件名	名古屋市科学館食堂出店及び自動販売機設置に係る定期建物賃貸借契約														
概要	名古屋市科学館に併設する食堂等について、運営事業者を公募型プロポーザル方式による企画競争により選定し、定期建物賃貸借契約をするもの。														
契約の相手方を選定した理由	当該定期建物賃貸借契約の相手方の選定にあたっては、企画内容等、賃料以外の要素を評価して選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式による企画競争を実施した。 その結果は下記のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 <table><tr><td>1位</td><td>株式会社</td><td>ノムラメディアス</td><td>78点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社</td><td>フードテックジャパン</td><td>72点</td></tr><tr><td>3位</td><td>有限会社</td><td>名古屋フードサービス</td><td>68点</td></tr></table>			1位	株式会社	ノムラメディアス	78点	2位	株式会社	フードテックジャパン	72点	3位	有限会社	名古屋フードサービス	68点
1位	株式会社	ノムラメディアス	78点												
2位	株式会社	フードテックジャパン	72点												
3位	有限会社	名古屋フードサービス	68点												
契約の相手方	株式会社ノムラメディアス														
契約金額(円)	最低月額賃料409,200円														

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局科学館総務課です。
電話番号 052-201-4486

随意契約の内容の公表

局区	名古屋市教育委員会
課	名古屋市博物館
契約締結日	令和7年10月17日
件名	デジタルカメラ撮影システム一式の賃貸借
概要	名古屋市博物館資料の効率的活用及び資料情報の提供・保存を図るためデジタルカメラ撮影システム一式を借り上げるもの。
契約の相手方を選定した理由	1 随意契約とする理由 令和7年8月26日に入札後資格確認型一般競争入札の公告を実施し、令和7年9月18日に開札を行ったが、入札の第1回は予定価格超過、第2回は入札者がなく不調となった。 撮影システムがないと博物館の運営に支障をきたすため、随意契約を行うべく、第1回で応札のあった一社より見積書を徴取しから見積聴取したところ、予定価格内で見積りの徴取に応じたため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	NX・TCリース&ファイナンス株式会社名古屋支店
契約金額(円)	34,650円(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、名古屋市博物館総務課です。
 電話番号 052-853-2655

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和7年10月3日
件名	はしご車(中川消防署本署配置30m級)のはしご装置分解整備
概要	本件は、はしご車の梯体、油圧発生装置及びジャッキ装置等について、総合的かつ詳細に分解点検整備を実施するもので、高所での人命救助作業車である特殊車両としての機能回復及び安全確保を図るものです。
契約の相手方を選定した理由	当該はしご車は、マギルス社が独自の技術により設計製造したものであり、高所における人命救助及び消火活動を安全確実に行うための分解整備作業ができるのは、マギルス製車両のメンテナンス専門会社である日本機械工業株式会社に限られます。 以上のことから、日本機械工業株式会社と随意契約を締結したものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本機械工業株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	42,166,190円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和7年10月31日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和7年度11月分)
概要	本件は、消防局が保有する自家給油取扱所16箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するものです。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結したものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	14,043,474円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年10月3日
件名	ウイルス対策ソフト導入に伴う設計積算システム稼働検証業務委託
契約の概要	名古屋市上下水道局が運用する設計積算システムにおいて、クラウドストライク社製ウイルス対策ソフト導入後の動作検証を行い、システムが正常に稼働することを確認するものである。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、局の発注仕様に基づき、株式会社日立システムズ中部支社が開発した設計積算・数量計算用パッケージソフトを基盤としてカスタマイズ（改造・機能追加等）したものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が有しています。したがって、本システムの動作検証は当該事業者以外には実施できないことから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	3,289,935円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年10月3日
件名	設計積算データ移行業務委託（その2）
契約の概要	設計積算システム（以下「新システム」という。）は、上下水道局施設・設備の設計積算、委託積算及び積算情報を一元管理する電算処理システムです。 本件は、従来の設計積算システム（NASACS）（以下「旧システム」という。）の運用期間を短縮するため、旧システムで作成された設計積算データを新システムに移行する作業を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズ中部支社が開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、データ処理や不具合対応等のシステムに係る業務を担当できるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	3,227,950円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和7年10月28日
件名	単価契約システム改修業務委託（その3）
契約の概要	本件は、庁内ネットワークの次期分離モデルへの移行に伴い、単価契約システムにEDR導入等のセキュリティ対策の強化を行うものである。
契約の相手方を 選定した理由	株式会社メイケイは本システムの主要な開発事業者であり、システム全体を掌握する唯一の事業者です。したがって、本システムの業務内容を十分に熟知し、本業務ができるのは当該事業者以外には無いため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社メイケイ
契約金額（円）	3,173,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が63か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1 k L 当たり 110,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

2025004654

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和7年10月27日
件名	電子調達システム再構築に伴う財務会計システムの改修業務委託
概要	本件は、電子調達システム再構築に伴い、財務会計システムに影響がある部分の改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、財務会計システムの改修業務を委託するもので、当該作業には財務会計システムのプログラムの詳細情報が必要となる。 当局の財務会計システムは、日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は日本電気株式会社しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	19,404,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2025004916

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和7年10月30日
件名	庶務事務システムの点呼データ取込み及び出退勤記録簿出力機能に係る改修業務委託
概要	本件は、庶務事務システムに新たにCSVデータの取込機能を追加する改修、及び既存の帳票出力機能の改修を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、庶務事務システムに新たにCSVデータの取込機能を追加する改修、及び既存の帳票出力機能の改修を委託するものである。庶務事務システムは、既存の運用保守業務委託内で制度変更や不具合対応等によるプログラムの随時改変を行っており、運用保守業務委託を履行している三菱電機デジタルイノベーション株式会社でなければ、本件履行期間中における既存システムの技術情報の詳細を常に最新の状態で把握することができない。そのため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	4,114,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2025005282

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和7年10月31日
件名	契約管理システムの契約審査会資料等の機能改修業務委託
概要	本件は、契約事務の改善を図るため契約管理システムの機能改修を行うとともに、電子調達システムの再構築に対応する改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、契約管理システムの改修業務を委託するもので、当該作業には契約管理システムのプログラムの詳細情報が必要となる。当局の契約管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しており、プログラムの詳細情報を公開していないことから、本件は日本電気株式会社しか履行することができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	8,932,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2025004587

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	本郷駅施設改良に伴う駅務機器の移設(業務委託)
概要	本件は、本郷駅施設改良に伴い、自動券売機を含む駅務機器の移設作業を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は本郷駅施設改良に伴い、自動券売機を含む駅務機器の移設を行うものである。日本信号株式会社は本件移設する自動券売機の製造元であり、本件業務の履行に必要な機器の配線や通信試験等に関する技術的知見を有し、問題発生時に速やかに対応できる体制を有しているのは同社のみであることから、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本信号株式会社 中部支店
契約金額(円)	5,654,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025004637

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年10月17日
件名	福祉特別乗車券の期限更新に伴うデータ集計機改修業務委託
概要	本件は、データ集計機において、自動券売機での福祉特別乗車券期限更新手続きを実施した件数等を集計するため、改修プログラムの設計開発並びに機器改修作業を実施するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、当局で導入済みのデータ集計機の集計機能に対して改修作業を委託するものであり、作業には当該機能を含めた機器全体の内部プログラム等に関する詳細情報が必要となる。オムロンソーシアルソリューションズ株式会社はデータ集計機のプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該機器のプログラム等の詳細情報は開発元が公開していないことから、本件は下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 東京事業所
契約金額(円)	3,300,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3855

随意契約の内容の公表

2025004698

局区	交通局
課	営業課
契約締結日	令和7年10月29日
件名	審査統計システムの敬老福祉精算管理システムの通信機器等移設統合対応作業
概要	健康福祉局とのデータ受け渡しに必要な通信機器が移設されることに伴い、審査統計システムの改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、審査統計システムの改修をするもので、当該作業には審査統計システムのプログラム等の詳細情報が必要となる。三菱電機デジタルイノベーション株式会社は審査統計システムのプログラム等の開発元で著作権を有しており、当該プログラム等の詳細情報は公開していないことから、下記業者しか履行できないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機デジタルイノベーション株式会社 第一ビジネスユニット 産業第二事業 エン
契約金額(円)	8,690,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局営業課 です。
電話番号 052-972-3868

随意契約の内容の公表

2025004509

局区	交通局
課	工務課
契約締結日	令和7年10月6日
件名	軌陸バックホウの修理
概要	軌道事務所で使用している軌陸バックホウの車輪交換等及びオイル漏れの修理を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、軌道事務所で使用している軌陸バックホウについて、車輪交換及びオイル漏れ修理を行うもの。軌陸バックホウは線路保守に使用する特殊車両であり、高い安全性が求められる。詳細な技術情報が公開されていないことから、当該軌陸バックホウを製造した株式会社小松製作所しか行うことができないため、株式会社小松製作所の指定営業店である㈱前田製作所名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社前田製作所 名古屋支店
契約金額(円)	3,278,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局工務課 です。
電話番号 052-972-3888

随意契約の内容の公表

2025004647

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和7年10月24日
件名	荒畑駅エスカレーター3号機修理委託
概要	本件は、昇降機の安全な運行を確保するため、部品の取替えを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作した三菱電機(株)より国内昇降機事業を移管され、技術情報が引き継がれている三菱電機ビルソリューションズ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	9,253,200

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2025004133

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年10月3日
件名	集電装置舟組立スリ板始め2品目の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線車両集電装置舟組立に使用しているスリ板始め2品目を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線及び第6号線集電装置に使用しているスリ板始め2品目は集電装置を構成する部品の一部であり、既存の集電装置に適合するスリ板始め2品目を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該スリ板始め2品目を設計・開発・製造した(株)ファインシンターしか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社ファインシンター 営業本部 営業部 第4営業室
契約金額(円)	3,652,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025004663

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年10月3日
件名	N3400形車両用ユニットブレーキ組立2品目の購入
概要	当局高速度鉄道第3号線N3400形車両ブレーキ装置に使用しているユニットブレーキ組立2品目を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線N3400形車両ブレーキ装置に使用しているユニットブレーキ組立2品目は、ブレーキ装置を構成する部品の一部であり、既存のブレーキ装置に適合するユニットブレーキ組立2品目を製造することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該ユニットブレーキ組立2品目を設計・開発・製造した三菱電機(株)しか行うことができないため、その指定営業店である(株)菱交 名古屋支店と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交 名古屋支店
契約金額(円)	3,300,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025004695

局区	交通局
課	日進工場
契約締結日	令和7年10月31日
件名	N3110編成妻開戸の修理
概要	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両N3110編成の妻開戸を修理するもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両の妻開戸を修理することは、詳細な技術情報が公開されておらず、当該妻開戸を設計・開発・製造した日本車輛製造(株)しか行うことができないため、下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本車輛製造株式会社
契約金額(円)	5,830,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2025003755

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月10日
件名	名古屋城駅継電連動用動作記録装置購入及び取替（設備更新）
概要	本件は、名古屋城駅に設置されている継電連動用動作記録装置を購入し、取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名古屋城駅に設置されている継電連動用動作記録装置を購入し、取替を行うものである。動作記録装置は継電連動装置を構成する機器の一部であり、既存の継電連動装置に適合する動作記録装置の購入及び取替にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該継電連動装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該継電連動装置を設計・製造した株式会社京三製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社京三製作所 名古屋支店
契約金額(円)	7,106,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025003794

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月1日
件名	サードレール検測装置整備等(設備更新)
概要	本件は、サードレール検測装置の整備等を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、サードレール検測装置の整備等を行うものである。その整備にあたっては、必要な技術情報が公開されていないことから、当該設備を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該装置の設計・製作会社である株式会社浅羽製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社浅羽製作所 名古屋支店
契約金額(円)	4,048,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025003820

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月8日
件名	電力管理システム整備部品の購入及び取替
概要	本件は、変電所等に設置してある電力管理システムの部品購入及び取替を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、電力管理システムの部品購入及び取替を行うものである。電力管理システムは株式会社明電舎が設計・製作したシステムであり、その部品製作及び取替にあたっては必要な技術情報が公開されていないことから、当該システムを設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該システムの設計・製作会社である株式会社明電舎から業務移管を受けた株式会社明電エンジニアリングと随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 名古屋営業所
契約金額(円)	8,690,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025004140

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月20日
件名	名城・名港線対列車映像伝送装置定期点検
概要	本件は、名城・名港線対列車映像伝送装置各部の点検及び調整等を行い、機能を正常に維持するものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、名城・名港線に設置されている対列車映像伝送装置の定期点検を行うものである。点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該対列車映像伝送装置を設計・製作した者しか行うことができないため、当該対列車映像伝送装置を設計・製作した日本電気株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	11,550,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025004514

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月21日
件名	第1号線、第3号線及び第6号線旅客案内装置定期点検
概要	本件は、旅客案内装置の機能を正常に維持するため、高速度鉄道第1号線及び第3号線旅客案内装置の定期点検及び第6号線旅客案内装置操作器のセキュリティソフトの更新を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第1号線及び第3号線旅客案内装置の定期点検及び第6号線旅客案内装置操作器のセキュリティソフトの更新を行うものである。定期点検及びセキュリティソフトの更新にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該旅客案内装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該旅客案内装置を設計・製造した日本電気株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	13,887,390

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025004572

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月8日
件名	大幸車庫き電室高速度遮断器分解整備(設備更新)
概要	本件は、大幸車庫直流高速度遮断器の分解整備を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、大幸車庫直流高速度遮断器の分解整備を行うものである。その分解整備にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該機器を設計・製作した者しか行うことができない。よって、当該設備の設計・製作会社である富士電機株式会社と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	富士電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	10,835,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892

随意契約の内容の公表

2025004617

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和7年10月17日
件名	第1号線及び第3号線PTC装置定期点検
概要	本件は、高速度鉄道第1号線及び第3号線のプログラム運行制御装置（PTC装置）の正常な機能を維持するため、定期点検を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、第1号線及び第3号線PTC装置の定期点検を行うものである。点検にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該PTC装置を設計・製造した者しか行うことができないため、当該PTC装置を設計・製造した株式会社京三製作所と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社京三製作所 名古屋支店
契約金額(円)	3,630,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
電話番号 052-972-3892